

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成28年7月11日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）本多俊雄（委員長），梅谷順子，永澤紀子，小野裕美，川下由紀，北川 恵，柴田眞里，田守茂男，中溝茂雄，野元幸次，牧真千子，柳谷郁子
（委員長を除き五十音順，敬称略）

（オブザーバー）山田 誠，竹内 尚，藤井祥裕，松尾真一，立岡佳子

（説明者）川住久美子

（庶務）柴山 真，三好明美，千葉亜弓

4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 前回テーマ「面会交流について」のその後の取組状況の報告

(4) テーマ「高齢化社会における家庭裁判所の役割について」の意見交換（別紙のとおり）

(5) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(6) 次回のテーマ

少年の再非行防止に向けた取組について

(7) 次回の開催日時

平成29年2月14日（火）午後1時30分から

(別紙)

意見交換

※ (委員長は■, 委員は○, 説明者は△で表示する。)

(意見交換に先立ち, 家事手続案内について, パワーポイントを使用した説明及びロールプレイングを行った。)

- 説明やロールプレイングの内容に関して質問等があれば御発言いただきたい。
- 聞きなれない言葉に混乱してしまってわかりづらかった。ロールプレイングは比較的わかりやすかった。
- 家事事件では聞き慣れない遺言書検認についての説明から入り, 「いごん」と表現していたのでわかりにくかったのではないか。「ゆいごん」という表現に言い換える方がわかりやすいと思う。
- 事前に送付された家事事件に関するリーフレットを見ていたが, それでもわからなかった。高齢の方であればなおさらわかりにくいだろう。結局また誰かに相談をしに行くのではないか。また, 成年後見に関する言葉で, 後見・保佐・補助の違いについてはかなり説明を聞かないとわからないだろうと思う。
- 後見人, 保佐人, 補助人がどのような仕事をするのかを知らない方が多いと思う。まずは後見人等の仕事の内容を周知することが大切だ。
- 実際の受付窓口では, どのくらいの時間をかけて説明しているのか。
- △ 事案によって異なり, 理解しておられるかを確認しながら説明するので, 1時間近くかかることもあるが, 平均一人20分程度である。
- 一つ一つの言葉は非常にわかりにくかったが, 手続を利用する上で自分が何をしなければならないのかという概略はよくわかった。こういうときには裁判所に来てくださいよというスタンスなら, 広報のやり方を工夫し, 高齢の方に裁判所に行ってもいいんだと思ってもらえれば相談件数も違ってくるのではないか。
- 普段馴染みのない言葉は, どんな漢字を書くのかも頭に思い浮かばないと思うので, 言葉を大胆に言い換えてみるというのも有効な方法ではないか。

- 相続放棄の申述期間が、3箇月であるということを、皆さん御存じなのかなという不安を感じた。
- ロールプレイングの中で、戸籍の取り寄せを司法書士に依頼することもできるという説明があったが、普段、司法書士と接点がないことの方が多いので、司法書士に依頼するにはどうしたら良いのかということがあるのではないかと。また、後見開始の申立てをするために、「後見センター」に行くように言われていたが、また違う場所に行かなければならないのかと思った。
- 1日に大体、どのくらいの方が受付窓口に来られるのか。
- △ 平均18人程度である。御自身で窓口に来られるだけでなく、弁護士や司法書士に依頼して郵送等により申立てされることも多い。
- 窓口の担当者は何人いるのか。
- △ 4人である。窓口担当者は、手続案内のほか、申立書の内容確認、システム入力なども行っている。手続案内に当たっては、マニュアルを備え、想定される手続については説明できるようにしている。
- 家庭裁判所の窓口における手続案内は、どのようにすればもっと良くなるか、特に高齢者にとって優しい手続案内の在り方について御意見をいただきたい。
- 法律の条文に載っている言葉は維持しつつも、その意味を併記すればわかりやすくなるのではないかと。窓口に来られる方に対して、言葉だけではなく、視覚に訴える方法で説明するための準備はしているのか。
- △ 申立書の記載例などを示しながら説明している。
- 例えば、相続の順番について、わかりやすく書かれたものをプラスチックファイルに入れて、リングファイルで留めたものを用意しておいて、視覚に訴えつつ説明するというのはどうか。
- △ 現在、そのような準備はしていないが、担当者は、その方の家族関係を聞きながら相続関係図をメモ書きして説明している。また、難しい言葉については、例えば、被後見人のことを「御本人」と言ったり、遺言書検認の手続については、

「遺言書を裁判所で開封して、偽造や書き換えができないように、裁判所にも写しを残して保全するための手続です。」というように言い換えたり補足したりして説明している。

- リーフレットにはふりがなもあり，わかりやすくする工夫はされていると思った。実際には，高齢の方よりも，その方の子ども世代の方が窓口に行くことが多いのではないかと思うが，その方たちにとっても，法律用語はわかりにくいのではないか。ロールプレイでは丁寧に説明されていたので，家庭裁判所に来れば理解も進むだろう。そのためにも，リーフレットはどこに置くか，誰に渡すかということも重要なので，必要とされている方が普段行くような場所で手に入るようにすれば良い。
- わかりやすさと正確さを両立させることが難しいという点については，聞く側が理解できなければ，結局伝わっていないということになるので，正確さが7割程度になってしまうかもしれないけれども，手続の真の意味が伝わることの方が優先されるべきではないか。
- リーフレットを読んでもわかりにくい部分をわかりやすく教えてもらいたいと思った時に，直接，裁判所に問い合わせればよいということが，裏面にでも記載されていれば良いと思った。
- リーフレット裏面の空欄部分に裁判所の連絡先を記載するなど，有効活用について検討してもらいたい。

リーフレットはどのようなところに置かれているのか。
- △ 市役所，法テラス，消費生活センター等に配布している。
- 裁判所へのアクセスを良くするために効果的だと思われる設置場所は，他にどのようなところが考えられるか。
- 公民館が良いと思う。また，新聞に神戸家庭裁判所だよりといったコーナーを設けるといえるのはどうか。
- 成年後見制度に関しては，介護事業者に送るなどして，高齢者の周囲の方に気

付いてもらおうと、手続を利用しやすくなるのではないか。

- 地元密着で往診などをされている医師，訪問看護ステーションなどに配布すると良いのではないか。例えば医師会に配布し，必要な方にとって行ってもらうというのも有効かと思う。
- 裁判所での手続に関わるのは，一生に一度あるかないかだと思う。その際に必要な法律用語は，専門家や窓口の方が丁寧に説明すれば良く，ポイントだけは間違えないように伝えることが大切だと思う。

神戸市には公民館が5つほどしかない。今は，地域福祉センターが中心となっており，高齢者が集まって活動等されている。

- 市役所等の窓口においては，相続放棄に関する相談が多くなっている。市役所や区役所の窓口などを経て家裁の窓口に行く方も一定程度いると思う。介護事業者や老人ホームなどの関係者は，成年後見制度には非常に詳しいという印象を持っている。

■ 電話での問合せも多いのか。

△ 数は把握していないが，かなりの件数の問合せがある。その中には，法テラスや消費生活センターから，家庭裁判所への問合せを勧められたという方もいる。高齢者は窓口まで出向くのが難しいことも多いので，まずは電話でということもあるのではないかと思う。

- 遺産分割事件では，当事者が高齢という場合もよくあり，話すスピードに配慮するなど日頃から心掛けているが，委員の皆さんの御意見を聞いてさらに努力が必要だと感じた。また，新聞やテレビの影響力は大きく，情報も得やすいと思うので，機会があれば家事事件についての特集を組んでいただけるとありがたい。
- 成年後見の関係では，後見制度支援信託を利用する場合に，財産管理をしてきた親族に対して，丁寧に説明をしてもらいたい。後見人による横領がニュースにもなっており，後見制度支援信託という制度を取り入れること自体は大方の理解を得られるとは思うが，これまでまじめに財産管理をしてきた親族が，急に裁判

所から信託銀行に財産を預けるように言われると、疑われていると感じる人が多い。あなたを疑っているのではないということを、より丁寧に説明していただければと思う。

- 裁判所でも後見制度支援信託について、集団での説明会を開いたり、個別に面談等して説明しているが、御指摘をしっかりと受け止めて、後見制度全体が使い勝手の良いものになるよう努力していきたい。
- 以前は、成年後見の手続において、調査官が病院に行って御本人と面談することが多かったと思うが、最近は書類のみによる審理が多いように感じる。御本人との面談はしていないのか。
- △ まずは診断書を見て、これまでの事例の積み重ね等も踏まえた上で、裁判官が必要性を判断している。
- 診断書を見て、御本人がお話しできる状態でないことが明らかであるような場合などには意見聴取しないこともあり、一定のルールを決めて裁判官が判断していると御理解いただければと思う。